

第 369 回 対馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和 3 年 2 月 9 日 14 時 30 分～15 時 04 分
2. 開催場所 対馬振興局別館 4 階第 2 会議室
3. 通知年月日 令和 3 年 2 月 2 日
4. 告示年月日 令和 3 年 2 月 2 日
5. 出席者
(委 員) 阿比留和秀、長谷川洋藏、水主川澄男、船津博也、小田一八、
荒川敏久、部原政夫、山田明
(事務局) 森川事務局長、伊藤事務局次長、永井係長
(県) 対馬振興局水産課 辻主事
6. 欠席者 山口敦子、川本治源
7. 傍聴者 なし
8. 議題
第 1 号議案 区画漁業の免許について (諮問)
第 2 号議案 長崎県漁業許可の制限措置について (諮問)
第 3 号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請
すべき期間の手続きについて (協議)
9. その他
10. 議事

(14 時 30 分 開始)

事務局 ただ今より、第 369 回対馬海区漁業調整委員会を開催いたします。始めに、部原会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶)

会 長 それでは、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局 本日は、山口委員、川本委員から欠席の連絡があっております。定員 10 名中、8 名の出席となっております。出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第 145 条の規定によりこの委員会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

また本日は、議案において説明をするため、対馬振興局水産課から担当者が出席しておりますので、紹介させていただきます。

対馬振興局水産課 辻主事 でございます。

会 長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私から指名いたします。本日の議事録署名人は、「阿比留委員」と「長谷川委員」にお願いします。

会 長 今回の議題は、お手元の資料のとおり、

第 1 号議案 区画漁業の免許について (諮問)

第 2 号議案 長崎県漁業許可の制限措置について (諮問)

第 3 号議案 知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請
すべき期間の手続きについて (協議)

となっております。

会 長 それでは、第1号議案「区画漁業の免許について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきまして、その後説明いたします。

(諮問文朗読)
(概要説明)

- ・ 区画漁業は、令和2年11月27日付で漁場計画及び申請手続き等を告示。
- ・ 2件の漁場計画に対し上県町漁業協同組合から免許申請があったもの。
- ・ 公示された期間内に免許申請がなされ、必要な書類は不備なく提出。
- ・ 総会での議決数は出席正組合員数の3分の2以上あり、地元地区内の関係（沿岸）漁業者の世帯数のうち、組合員たる世帯数も3分の2以上あり、適格性は有していることを確認。

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

水主川委員 対区計1506号は最初は魚類で免許を取っていた場所ですよ。

事務局 はい、魚類小割式養殖業の免許をとっていました。

水主川委員 それをくろまぐろ養殖に変えるということで、くろまぐろに関して新規、ということですね。

事務局 はい、そうでございます。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

荒川委員 対区計第1094号について教えてください。変更ということで当該漁業者について同意がとれているかどうかということですが、当該漁業の範囲というのは第1種くろまぐろ小割式養殖業に限定しているのでしょうか。

事務局 くろまぐろ養殖業をしている人に限定しております。

荒川委員 はい、わかりました。

会 長 ほかにご意見ございませんか。

長谷川委員 この対区計第1506号ですが、新規ということですが、くろまぐろ養殖の新規はできない、という認識だったのですが。

事務局 もともと1094号の場所にクロマグロの生簀を6台、浮かべてございました。当然、県の養殖マグロの計画で活込み尾数というものも決まっております。それを漁場を2つに分けて生簀3台を既存の漁場において、残りの3台を

沖合いに移すということで、まぐろの活込み尾数の上限も変えないと、生簀の台数も変えないということで、既存の規模の活込み尾数や面積を2つに分けて経営をするということで、県の養殖まぐろ計画は大丈夫ということです。

長谷川委員 はい、わかりました。

会 長 ご意見等ないようですので、採決いたします。
第1号議案「区画漁業の免許について（諮問）」は、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第1号議案については、諮問原案どおり免許して差し支えない旨、答申することに決定します。

会 長 続きまして、第2号議案「長崎県漁業許可の制限措置について（諮問）」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 知事から諮問文がきておりますので、朗読させていただきます。その後説明いたします。
（諮問文朗読）
なお、内容については対馬振興局水産課の担当が説明いたします。

対馬振興局水産課 （概要説明）
・今回新規許可を受け付ける漁業については、共同漁業権対共第2号の区域において「はえなわ式雑魚かご漁業」の新規許可を行うために公示を行うもの。
・公示案について、一覧表を用いて説明。

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

荒川委員 基本的なことをお尋ねしますが、もともと許可があったのですか。それとも全く新しく許可を作ろうとするものでしょうか。

対馬振興局水産課 既に許可があったものでございまして、既に9隻に対して許可を出しているものでございます。

荒川委員 確認ですが、現在9隻のところをあと2隻申請があったら認めようということですか。

対馬振興局水産課 このはえなわ式雑魚かご漁業の許可すべき船舶等の数の上限が20隻となっておりまして、既に9隻に許可を出しておりますので、20引く9で残りの11隻分を公示することとしております。

荒川委員	分かりました。
会 長	ほかにご意見ございませんか。
荒川委員	右からの2つめのカラムのところに①から⑥までの書類が書いてあって、最後に「ほか」とありますが、どういう書類ですか。
対馬振興局 水産課	例えばですが、船舶の所有者と使用者が異なる場合に、船舶使用承諾書などを付けていただく必要がございますので、そういう意味で「ほか」と記載しています。原則、この6つの書類をもとに審査をさせていただいて、許可を発給するかどうか判断することとしております。
荒川委員	調整委員会としたら、出来ましたら全部列挙していただいていた方が良いでしょうけど。「ほか」で調整委員会が認めたら、後は事務方のフリーハンドでどうでも出来ますよ、となってしまうので、書類の作り方を工夫されたいかがかと思います。議案に反対、ということではございません。
会 長	ほかにご意見等ございませんか。 ご意見等ないようですので、第2号議案「長崎県漁業許可の制限措置について（諮問）」は、諮問原案のとおり公示して差し支えない旨、答申することによろしいですか。
委 員	異議なし。
会 長	ご異議ないようですので、第2号議案については、諮問原案どおり公示して差し支えない旨、答申することに決定します。
会 長	続きまして、第3号議案「知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間の手続きについて（協議）」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	知事から協議文がきておりますので、朗読させていただきます。 (協議文朗読) なお、内容については、対馬振興局水産課の担当が説明いたします。
対馬振興局 水産課	(概要説明) ・ これまでは、許可の有効期間については、例外として期中許可した者についても、許可期間を個別に3年間としている実績があった。 ・ この場合、個人毎に許可の有効期間を管理することが困難であること、継続申請の機会を逃した場合、再度公示に基づいて許可を行う必要があった。 ・ これらのリスク軽減のため、新長崎県漁業調整規則第15条第3項の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、同規則第15条第1項で規定する許可の有効期間より短い期間を定めることとし、許可漁業毎の許可の有効期間を全許可者で揃えることとする。

会 長 事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

会 長 ご意見等ないようですので、第3号議案「知事許可漁業の新規許認可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間の手続きについて（協議）」は、原案どおり、許可漁業毎の有効期間を全許可者で揃えるために、長崎県漁業調整規則第15条第1項で定める期間より短い期間で定めて差し支えない旨、回答することにご異議ございませんか。

委 員 異議なし。

会 長 ご異議ないようですので、第3号議案は原案どおり定めて差し支えない旨、回答することに決定します。

会 長 以上で本日の議題は終了しました。
続きまして、「その他」といたします。
委員の皆様、県から何かございませんか。

会 長 何もないようですので、以上をもちまして、第369回対馬海区漁業調整委員会を閉会いたします。
長時間のご審議ありがとうございました。

(15時04分 終了)